税金

法人税等

【重要性：A】

ＰＯＩＮＴ！

①　中間納付、確定申告の内容を理解しよう！

②　仕訳をマスターしよう！

主な勘定科目

「法人税、住民税及び事業税」勘定（費用）

「仮払法人税等」勘定（資産）

「未払法人税等」勘定（負債）

（１）税金の分類

株式会社では様々な税金が課せられますが、簿記上は以下のように分類されます。

①　利益に課せられる税金

　利益に課せられる税金として、法人税、都道府県民税及び市町村民税である住民税、事業税があります。

②　費用となる税金

　固定資産税や印紙税（いんしぜい）等は「**租税公課**」勘定（費用）として処理します。

③　資産の付随費用となる税金

　資産の購入に付随して生じる不動産取得税（ふどうさんしゅとくぜい）、登録免許税（とうろくめんきょぜい）や関税等は**資産の取得原価**として処理します。

④　消費税

　日商簿記3級では、**税抜方式**を学習します。

（２）法人税等

法人税等とは、利益に課せられる税金である法人税、住民税及び事業税をいいます。法人税が国から、住民税や事業税が都道府県や市町村から課されます。

法人税、住民税及び事業税はともに、利益に課せられる税金ですので、それらをまとめて「**法人税、住民税及び事業税**（または、法人税等）」勘定（**費用**）で処理します。なお、損益計算書には「法人税、住民税及び事業税」として計上します。

① 中間申告（ちゅうかんしんこく）

中間申告とは、期首から６ヶ月を経過した日から２ヶ月以内に、前年度の法人税額の２分の１または６ヶ月を一事業年度とみなして仮決算を行って算出した６ヶ月分の法人税額のいずれかを申告・納付することです。

中間申告において納付した法人税額はまだ、確定していませんので「**仮払法人税等**」勘定（**資産**）で処理します。

例題　**法人税等の中間納付を行い、150,000円を当座により支払った。**

借 方 科 目	金　　額	貸 方 科 目	金　　額
仮 払 法 人 税 等	**150,000**	**当　座　預　金**	**150,000**

② 決算

１年間の利益を課せられる当期の法人税等を算定し、「**法人税、住民税及び事業税**（または、法人税等）」勘定（**費用**）で処理します。

１年間の法人税等が中間納付額より多い場合は後日その差額を納付しますので、その差額を「**未払法人税等**」勘定（**負債**）で処理します。

例題　**決算にあたり当期の法人税等を500,000円計上する。なお、法人税等の中間納付は150,000円であった。**

借 方 科 目	金　　額	貸 方 科 目	金　　額
法人税、住民税及び事業税	**500,000**	**仮 払 法 人 税 等**	**150,000**
		未 払 法 人 税 等	**350,000**

③ 確定申告（かくていしんこく）

確定申告とは、原則として、決算日後２ヶ月以内に法人税、住民税、事業税を申告し、納付することをいいます。中間納付額を差し引いた残額を納付しますので、支払時に「**未払法人税等**」勘定（負債）を減少させます。

例題　**未払法人税等350,000円について小切手を振り出して支払った。**

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
未払法人税等	**350,000**	**当座預金**	**350,000**

租税公課

【重要性：A】

ＰＯＩＮＴ！

仕訳をマスターしよう！

主な勘定科目

「租税公課」勘定（費用）

租税公課（そぜいこうか）とは、税金のうち費用の性格を有するものであり、具体的には、印紙税（いんしぜい）、固定資産税（こていしさんぜい）、自動車税（じどうしゃぜい）などがあります。これらは「**租税公課**」勘定（**費用**）で処理します。

例題　**店舗にかかる固定資産税200円を現金で支払った。**

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
租　税　公　課	**200**	**現　金**	**200**

例題　**収入印紙500円を購入し、現金で支払った。なお、この収入印紙はただちに使用した。**

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
租　税　公　課	**500**	**現　金**	**500**

消費税

【重要性：A】

ＰＯＩＮＴ！

①　消費税の内容を理解しよう！

②　仕訳をマスターしよう！

主な勘定科目

「仮受消費税」勘定（負債）

「仮払消費税」勘定（資産）

「未払消費税」勘定（負債）

（１）消費税とは？

　消費税とは、事業者が国内で行った資産の譲渡やサービスの提供等に課せられる税金です。消費税は、製造、流通等の過程で課税されますが、最終的には消費者が税の負担を行います。したがって、消費税は消費者でない会社の損益には影響を与えません。

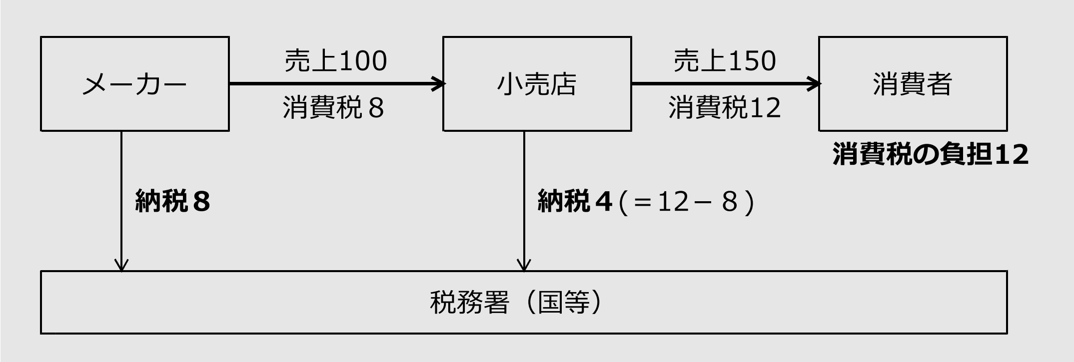

　消費税の会計処理には、税抜方式（ぜいぬきほうしき）と税込方式（ぜいこみほうしき）がありますが、日商簿記３級では**税抜方式**が出題されます。また、消費税の税率は問題の指示に従って下さい。

（２）税抜方式

①　仕入時

商品を仕入れた場合等、消費税を支払ったときには「**仮払消費税**」勘定（**資産**）で処理します。

例題　**商品10,000円を仕入れ、代金は掛けとした。なお、消費税率は８％である。**

借方科目	金額	貸方科目	金額
仕入	**10,000**	**買掛金**	**10,800**
仮払消費税	**800**		

仮払消費税：10,000×8%＝800

買掛金：10,000＋消費税800＝10,800

②　売上時

商品を売り上げた場合等、消費税を受け取ったときには「**仮受消費税**」勘定（**負債**）で処理します。

例題　**商品10,000円を15,000円で販売し、代金は掛けとした。なお、消費税率は８％である。**

借方科目	金額	貸方科目	金額
売掛金	**16,200**	**売上**	**15,000**
		仮受消費税	**1,200**

仮受消費税：15,000×8%＝1,200

売掛金：15,000＋消費税1,200＝16,200

③　決算時

受け取った消費税と支払った消費税を相殺した差額を納付しますので、「**未払消費税**」勘定（**負債**）で処理します。

例題　**決算において、受け取った消費税1,200円と支払った消費税800円を相殺し、納付額を決定する。**

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
仮受消費税	**1,200**	**仮払消費税**	**800**
		未払消費税	**400**

④　納付時

確定申告を行い、納付額の支払時に「**未払消費税**」勘定（負債）を減少させます。

例題　**消費税の納付額400円を当座預金から支払った。**

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
未払消費税	**400**	**当座預金**	**400**

税金 問題

問題1 以下の取引に関して、仕訳を行いなさい。

① 法人税及び住民税について中間納付を行い、前期の業績にもとづいて220,000円を小切手を振り出して納付した。

② 決算にあたり、法人税等の当期充当額を900,000円計上する。なお、すでに法人税等の中間納付を300,000円行っている。

③ 当社は得意先に商品を420,000円で販売し、消費税33,600円とともに現金で受け取った。なお、消費税の会計処理として税抜方式を採用している。

④ 決算に際して、消費税の納付額を計算し、これを確定する。なお、当期の消費税仮払分は742,000円、消費税仮受分は990,000円であり、消費税の処理は税抜方式によっている。

⑤ 店舗の固定資産税44,000円を現金で支払った。

税金 答案用紙

問題1

	借 方 科 目	金　　額	貸 方 科 目	金　　額
①				
②				
③				
④				
⑤				

税金 解答解説

問題1　**解答**

	借方科目	金　額	貸方科目	金　額
①	**仮払法人税等**	**220,000**	**当座預金**	**220,000**
②	**法人税等**	**900,000**	**仮払法人税等**	**300,000**
			未払法人税等	**600,000**
③	**現金**	**453,600**	**売上**	**420,000**
			仮受消費税	**33,600**
④	**仮受消費税**	**990,000**	**仮払消費税**	**742,000**
			未払消費税	**248,000**
⑤	**租税公課**	**44,000**	**現金**	**44,000**

問題1　**解説**

①　法人税等の中間納付は「仮払法人税等」勘定（資産）で処理します。

②　法人税等の当期充当額は当期の法人税等の金額です。決算において未納額を「未払法人税等」勘定（負債）で処理します。なお、未払法人税等の金額は以下となります。

未払法人税等：900,000－中間納付額300,000＝600,000

③　税抜方式では受け取った消費税を「仮受消費税」勘定（負債）で処理します。なお、現金の金額は以下となります。

現金：売上420,000＋消費税33,600＝453,600

④　仮受消費税と仮払消費税の差額が未払の納付額であり、「未払消費税」勘定（負債）で処理します。

⑤　固定資産税は、「租税公課」勘定（費用）で処理します。